川越市小規模企業者セーフティ融資

川越市では、売上高等の減少等によって、経営の安定に支障が生じている小規模企業者に対し、経営の安定及び向上に必要な資金の融資を行っています。

【融資対象者】

１　小規模企業者であること（常時使用する従業員が２０人（商業・サービス業は５人）以下）
２　法人　事業所を市内に有し、同一の業種の事業を１年以上継続して営んでいること
　　個人　住所及び事業所を市内に有し、同一の業種の事業を１年以上継続して営んでいること
３　納期限が到来した市税に未納がないこと
４　中小企業信用保険法第２条第５項第５号に規定する特定中小企業者として市長の認定を受けていること
５　許認可等を必要とする事業を行っている場合は、当該許認可等を受けていること

【融資条件】

No.	融資条件	内容	備考
１	資金使途	運転資金及び設備資金	運設併用可
２	融資限度額	総額５００万円	
３	融資期間	運転資金　５年（６０箇月）以内 設備資金　７年（８４箇月）以内	運設併用の場合は、５年以内
４	据置期間	６箇月以内	下記※１参照
５	返済方法	分割返済	繰上返済可
６	担保	必要に応じて徴求	
７	保証人	法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 個人：原則として不要	下記※２参照
８	貸付利率	年２．０％以内	利子補給後の貸付利率
９	利子補給率	年０．１％	下記※３参照
１０	保証料率	０．６５％以内	下記※４参照

※１　据置とは、融資期間の初回支払月から据置で設定した月数は元金の支払いが発生しないことです。
（例：融資期間６０箇月・据置６箇月の場合、元金の支払いが発生する期間は、据置６箇月が経過した後の５４箇月となります。）
※２　経営者保証を不要とする制度等の要件を満たす場合、法人代表者の連帯保証人を不要とすることができます。
※３　市が融資取扱金融機関に対し利子補給率に応じた利子を補給することで、小規模企業者の皆様の利子負担の軽減を図っています。
※４　保証料率とは、埼玉県信用保証協会に保証の対価として支払う信用保証料に係るものです。
事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当し、経営者保証を提供しない場合は、0.25%または0.45%が保証料に上乗せとなります。

【留意事項】

- 融資制度を利用する際には、融資取扱金融機関と融資条件等について事前に相談をしてください。
- この融資制度は、市が事業主の方に直接融資を行うものではなく、融資取扱金融機関に対し、市が融資の依頼をするものです。
- 市の融資依頼後に、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があるため、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

＜お問い合わせ＞
川越市役所　産業観光部　産業振興課　商業振興担当　TEL：049-224-5934

川越市小規模企業者セーフティ融資をご利用の際は、下記の書類を提出してください。

資金使途		提出書類	補　　足	法人	個人
設備資金	運転資金	融資申込書	様式第１号	○	○
		実態調査票※	融資用所定書式（新規申込みの場合）	○	○
		個人情報の提供に関する同意書	融資用所定書式（直筆・個人の実印）	○	○
		市税納税証明書（申込人・保証人）	融資用所定書式（収税課・市民センターで証明）	○	○
		印鑑証明書（申込人・保証人）	法人：法務局　個人：市民課・市民センター	○	○
		白色申告書（写） ｛収支内訳書、（貸借対照表・損益計算書）｝	直近２期分 （２期目の確定申告又は決算が終了していない場合は１期分のみで可）		○
		青色申告書（写） 青色申告決算書（写）	直近２期分 （２期目の確定申告又は決算が終了していない場合は１期分のみで可）		○
		決算書（写）	直近２期分 （２期目の確定申告又は決算が終了していない場合は１期分のみで可）	○	
		試算表（最新月のもの）	決算後６箇月以上経過した場合	○	
		登記事項証明書又は商業登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	法務局、３箇月以内に発行のもの	○	
		経歴書	融資用所定書式	○	○
		許認可等（写）（許認可等が必要な事業の場合）	記載事項が現在と不一致は不可	○	○
		受注明細書（建設業で許認可等が不要な場合）	融資用所定書式、直近３箇月分	○	○
		中小企業信用保険法第２条第５項第５号認定書	有効期間内のもの	○	○
		委任状	代理人が申込む場合のみ	○	○
		見積書（原本）	業者の押印があり、有効期限内のもの	○	○
		写真又はカタログ等	設備の内容が確認できるもの	○	○
		図面（店舗・事務所等の改修工事の場合）	工事の内容が確認できるもの	○	○
		建築確認書（写）（10㎡以上の新築・増改築の場合）	建築指導課	○	○
		賃貸借契約書（写）、同意書	賃貸借物件の場合	○	○

※実態調査票は、初めて市制度融資を利用する場合に必要となります。
※融資用所定書式の定めがある書類については、産業振興課で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます。

【融資取扱金融機関】

金融機関名	支　店　名
埼玉りそな銀行	川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山支店・新狭山支店
三菱ＵＦＪ銀行	川越支店
三井住友銀行	川越支店・上福岡支店
武蔵野銀行	川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曽支店・西上尾支店
足利銀行	川越支店
八十二長野銀行	川越支店
東和銀行	川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店
群馬銀行	川越支店
埼玉縣信用金庫	川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野支店・坂戸支店
飯能信用金庫	川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店
青梅信用金庫	川越支店